

ラオスにおけるオンライン金売買事業について

2025年5月6日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオスは、2024年8月に、金の取引を専門に行う「金銀行（Lao Bullion Bank）」を設立し、ラオス中央銀行（以下「中銀」）は、同年11月に「金銀行の事業に関する合意（No1277）」を発行し、そのサービス内容について規定しました（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご覧ください）。



今回、商工業省は、インターネット上で金の売買事業を行う（以下、「オンライン金売買事業」）ための条件等を規定した「電子的方法による金の売買サービス事業に関する合意（No0666）（以下、「合意」）」を2025年4月22日付で発行しました。なお、既存のオンライン金売買事業者は、120日以内に、合意の内容に従った事業形態へ移行する必要があります（合意28条）。

2. 電子的方法による金売買事業について

（1）定義

「電子的方法による金売買事業」を以下のように定義しています（合意第2条）。

ウェブサイトやアプリケーションなどの電子的な方法により、金の売買を行い、ラオス国内の商業銀行のシステムを介して代金を現地通貨キープで取引する事業

（2）金とは

金の延べ棒や金の含有率が99.99%以上の金で作られた製品を指します。ロンドン貴金属市場協会（LBMA）や中銀の規定に従い、国際的な金の取引で使用する金の延べ棒や金鉱は含みません（合意第3条2項）。

3. オンライン金売買事業許可について

（1）オンライン金売買事業の条件（合意第5条）



- ①ラオス国籍かつラオスに居住していること
- ②運営者の少なくとも一人は、ラオスにおいて少なくとも 5 年の金売買事業を行った経験があること
- ③登録資本金は、300 億キープ（約 2 億円）以上であること
- ④商工業省国内貿易局（以下、「国内貿易局」）より貴金属の販売事業許可証を取得していること
- ⑤ラオスの金、宝飾品、ジュエリー協会のメンバーであること
- ⑥ラオス国内の商業銀行にキープ口座を持っていること
- ⑦国内貿易局より e コマース事業の承認を得ていること
- ⑧科学技術通信省からウェブサイト又はアプリケーションの技術基準の認証を得ていること
- ⑨合意第 11 条で定められた保証金があること（合意第 11 条の内容は（3）で説明）

（2）オンライン金売買事業許可証の取得について

合意第 6 条で規定する完全に揃った申請書類一式を国内貿易局へ提出後、15 営業日以内に事業許可証が発行されます（合意第 7 条）。事業許可証は、2 年間有効で、満期になる 30 日前までに、更新することが可能です（合意第 8 条）。更新には、申請時に提出した書類一式及び年間納税証明書の提出が必要です。

（3）保証金について（第 11 条）

オンライン金売買事業許可証を取得しようとするものは、ラオスの商業銀行に 1 千億キープ（約 6 億 6 千万円）の保証金を預金担保する必要があります。

商業銀行、金融機関、金銀行がオンライン金売買事業を行う場合は、自身の銀行以外の商業銀行に保証金を預金する必要があります。

保証金は半年ごとに、経済成長やビジネスの状況をレビューしたうえで、その額の見直しを行います。



保証金は、事業者自身が事業を停止することを申し出て、金を売却する相手や債権者に返済する必要がある場合に、保証金を引出すことが可能です。引出してから 90 日以内にすべてを清算する必要があります。なお、国内貿易局や裁判所の判断により、保証金を引出す権利がはく奪される場合もあります（合意第 12 条）。

4. 罰金について

合意に違反した事業者は、警告や指導を受けるほか、以下の通り罰金が科せられます（合意第 23 条）。

（1）事業許可証を取得せずに事業を行った場合

1 回目：3 千万キープ（約 20 万円）の罰金及び違反記録

2 回目：5 千万キープ（約 33 万円）の罰金及び違反記録

3 回目：罰金等の支払いに応じない場合、事業の停止を命じられます。

（2）金の取引額が保証金の額を超えた場合、超過分を罰金として科せられます。

（3）金引き出しオンライン取引証明書に基づき、金を渡さない場合、事業の停止を命じられます。

（4）事業許可証を他人（個人、法人）に使用させた場合、1 億キープ（約 66 万円）の罰金及び違反記録を科します。違反を是正せず、違反を繰り返す場合、事業の停止を命じられます。

なお、（2）（3）及び（4）について、2 回目の違反の場合は、罰金の額は 2 倍となり、3 回目は、罰金額が 5 倍、さらに事業許可証がはく奪されます（合意第 24 条）。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。



- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)
satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)

藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括



One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。

内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所



2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。